

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 11



仮代表役員・仮責任役員①

<仮(代表・責任)役員とは>

仮責任役員と仮代表役員は、前に述べた代務者と同様に、責任役員及び代表役員に代わってその職務を行う者です。

<代務者との違い>

代務者は、責任役員や代表役員が長期の病気になったり、死亡あるいは行方不明になったりして欠けた場合や、何らかの事情で3カ月以上その職務を果たすことができなくなった場合などの、いわば緊急な場合臨時におかれる機関です(宗教法人法第20条)。

これに対して仮責任役員と仮代表役員は次のような場合に置かれます。つまり代表役員と責任役員は、宗教法人の役員としてその管理運営には法人の目的と利益に沿った運営責任と注意をもってあたることが求められています。ところが場合によっては、役員の個人的な利益と宗教法人の利益がぶつかり合うことが起きます。そういう場合に宗教法人の利益に沿った管理運営を維持するために、仮役員が設置されるのです。

<設置の理由>

例えば、役員個人が宗教法人に土地を売るような場合を考えてみてください。値段1つ決めるにしても売り手と買い手の利害は対立します。一人の役員が、売り手の立場で売り値を決め、同時に買い手の立場で宗教法人が買い取る値段を決めなければなりません。

このような場合、双方の利害が対立するわけですから、宗教法人の役員は一時的に仮役員に交代してもらおうというものです。

仮責任役員

責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については議決権をもちません(宗教法人法第21条2項)。そうすると議決に加わることでできる責任役員の員数が減ることになり、場合によっては事務の決定ができなくなってしまいます。こうした事態が生じないようにするために、仮責任役員が置かれます。

<仮責任役員を選ぶ必要のない場合>

ところで仮責任役員の場合には、後に述べる仮代表役員のように、特別の利害関係が生じた場合に直ちに設置するというものではありません(宗教法人法第21条2項)。通常、宗教法人の意思決定は責任役員会の議決によって行われます。その運営が他の責任役員によって支障なく行われるならば、仮責任役員を選ぶ必要はありません。法人の活動を停滞させることにはならないからです。

<特別利害関係とは>

責任役員が議決権を有しない場合の特別利害関係事項とは、次回に説明する仮代表役員のところで説明する利益相反事項を含んだ広い意味に包えられています。利益相反事項とは法人とその役員との間で利益が相反する事項のことです。

特別の利害関係事項の中には、ある特定の責任役員の人事に関する事項、法人と責任役員との間の訴訟遂行に関する事項、特定の責任役員が法人の職務として受ける報酬・退職金等に関する事項等が含まれるとされています。しかしこれに対して、責任役員全員に関する懲戒処分や報酬等に関する規定を改正するような場合は、特別利害関係に当たらないとされています。また、「責任役員の互選で代表役員を選ぶ場合に、代表役員の候補者となった責任役員がその事項の議決に加わることは特別利害関係に当たるものではない。」とした判例があります。

<職務>

仮責任役員は、責任役員と特別の利害関係のある事項についてその責任役員に代わって職務を行います(宗教法人法第21条3項)。規則に別段の定めがない限りその職務は責任役員と同一です。そして、この特別の利害関係のある事項についての事務処理が終われば任務は終了し、そこで退任することになります。

仮責任役員は、次回に述べる仮代表役員と同様に宗教法人の機関です。従って責任役員の代理人ではありません。

<資格・任期>

仮責任役員の資格・選任方法・任期等については、次回に述べる仮代表役員の場合と同じです。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩